

## 令和元年度日進市わたしのまちなしあわせづくり委員会 議事録

日 時 令和元年5月23日(木) 午後2時00分～午後4時10分  
場 所 日進中央福祉センター 多機能室南

出席者 <委員>谷口功、長谷川純、伴律子、土井芳己、大野忠夫、松原健、  
山田幹雄、井口紘一、数井美津子(敬称略)  
<事務局>市:小塚多佳子(健康福祉部参事)、川本賀津三(地域福祉課長)、  
西尾直樹(同補佐)、牟田貴子(同補佐)野村圭一(同係長)、  
西澤恵利子(同主査)、桑ヶ谷英紀(同主事)  
社会福祉協議会:天野典幸(包括支援課長補佐)、  
栗崎明子(地域福祉課長補佐)、三林紫帆里(同係長)

欠席者 4名 秋田有加里、興梠精視、成田ゆき江、武田千恵(敬称略)

傍聴の可否 可

傍聴の有無 2名

次 第 1 あいさつ  
2 議事  
(1) にっしん幸せまちづくりプランの見直しについて  
(2) 日進市福祉コミュニティ意識調査について  
3 その他

事務局 定刻になりましたので、令和元年度第1回わたしのまちのしあわせづくり委員会を開催いたします。本日は、4名の委員がご都合により欠席のため、委員13名のうち、9名の方が出席されております。会の成立には半数以上の出席が必要となっており、本日の委員会は成立します。  
それでははじめに谷口委員長より、ごあいさつをお願いします。

(委員長あいさつ)

事務局 ありがとうございます。  
今年度1名委員の変更があります。西小学校長の松原委員が新たに委員になられましたのでご紹介いたします。どうぞよろしくをお願いします。  
それでは議事に入る前に、会議資料の確認をお願いします。  
(資料確認)  
では、これからの進行については、委員長をお願いします。

委員長 委員長の谷口です。よろしくをお願いします。本日2名の方が、傍聴を希望しておられます。日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則第16条の規定に基づき、会議を公開とするのか非公開とするのかを決定します。本日の議題は次第のとおりです。審議の段階で個人のプライバシー等明らかに公開するのに適当でない事項の審議はありません。会議の公開についてご意見がなければ、第10条及び第11条の規定に基づき入室を決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、傍聴者をお通しします。  
では、次第に沿って進めさせていただきます。まず、議事(1)「にっしん幸せまちづくりプランの見直しについて」事務局より説明をお願いします。

事務局 (にっしん幸せまちづくりプランの見直しについて資料1-1、1-2、1-3、2-1、2-2を使って説明)

委員長 ありがとうございます。  
この委員会で第2層の圏域をどう扱うかという議論が以前からありました。区や自治会の活動があり、それを含めてどのような形で助け合い、包括的に支援する仕組みを作っていくのかというときに、小学校区という話をしましたが、小学校区単位での住民の協議体を作っていくことは難しいという判断となりました。ただ、国からの資料にも「住民に身近な圏域」とあり、必ずしも小学校区域である必要はありません。ここを今回の見直しのタイミングで改めて整理しようという話が前回ありました。そして、社会福祉法の

改正により、資料1－2の中でア～タに盛り込むべき事項が示されていますが、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として、あらゆる計画との連携をどのように位置づけるのかということが問われてきます。現段階での事務局としての見通し、説明できることは何かありますか。

事務局 高齢福祉、介護保険、地域包括ケアといったそれぞれの部門で事業を進めてきた中で、生活支援体制整備が第1層2層とできてきており、その圏域との整合性を今回改めて整理しなければいけないと考えています。

委員長 具体的な圏域として、中部・西部・東部といった圏域が地域包括ケアシステムとの体系的にはイメージしやすいでしょうか。この3つの圏域はひとつの判断として良いと思いますが、そこで果たして住民の交流の場、支援体制が作れるのでしょうか。以前なぜ小学校区域で設定したかと振り返ると、徒歩圏でという意味がありました。この小学校区域での徒歩圏という当初の区域から、もう一回中部・西部・東部という圏域に変更するという事は、それを生活圏域として可能である根拠、説明がいますか。さらに、様々な分野との連携や、庁内体制整備をどのようにやっていくのかという部分にも説明をしていただきたいと思っています。

委員 小学校区単位を逆に小さくすることで、様々な活動が生まれてくるのではと思います。

委員長 事務局いかがですか。

事務局 介護保険の中の生活支援体制整備という枠組みの中で言いますと、住民同士の支え合いは、小学校区単位よりも少し小さい単位でないとおそらくできないと感じています。一方で、包括的な相談を受けるといった体制は、現在3つの地域包括支援センターで連携を取っていることを踏まえると、中部・西部・東部の3包括圏域がやりやすいのではないかと思います。第2層をこの3つの圏域で設定し直したときに、その圏域の中で支え合い、包括的な体制を含むというよりは、圏域として設定したのであれば、少し身近な支え合いはもう少し小さい単位で、包括的な支援体制では3包括圏域といったように整理ができるのではないかと考えています。

委員長 区・自治会といったところで協議会を作っていく一方で、大きな支援体制では中部・西部・東部の包括圏域でということでした。ただ、3つの包括圏域を線引きしたときに、地区が圏域を跨ぐところはあるのでしょうか。

事務局 基本的には大字単位で設定しており、栄地区を除いて圏域を跨ぐところはありません。

委員長 一番小さな単位の区での協議会作りをどういう形で作っていきますか、ということだと思います。区と自治会との関係、加入率を考えたときに、果たして協議体として機能するのかどうか、市内でも自治会のあるなし等、地域ごとにいろいろな制度がある中で、区でどのように協議体や窓口、CSW をどのように設置したらよいでしょうか。

委員 前年度のまちづくり委員会で、小学校区単位で意見交換ができるような協議体を立ち上げ、その中でまとめていこうということは、うまくいかなかったという話になりました。その理由は、家庭教育推進委員会をうまく活かすことができなかったからです。そうすると、今年度そのまとめを受けて、市としてどう判断してどう変更したいのかということをお聞きできると思っていました。もうひとつ、「我が事・丸ごと」のキャッチフレーズが区や個人でもあまり理解が進んでいないと思います。よって、地域の課題を捉えないと具体的な対策が出てこないのは当然ですが、課題を捉えること自体がうまくいっていないと感じており、しっかり捉えないとまた見直しが必要とされたまま時間が経ってしまうと心配しています。

委員長 ありがとうございます。今の質問に対してどうですか。

委員 福祉というのは、つどいの場等小さい単位では非常に活発化します。ただ、個人的なことになってくると、小さな単位のところでは本人は言えず、大きなところへ相談しようとする。生活困窮者や自殺うつは、区・自治会等の小さい単位では救うことは難しく、もう少し大きなところで援助しないといけないと思います。一方、認知症にならないためのつどいの場等の活動は自治会でないといけないといったように、個々のケースによって変わってくると思います。

委員長 今の意見を受けていかがですか。

事務局 つどいの場等活動の実態が区や自治会が主なエリアであるという話がありましたが、いろいろな専門職の複数の業種の人が集まって協議する場としては、現状の協議体や地域包括ケアの観点からも中学校圏域でやっていただくことが良いと思います。例えば、資料1-2にあるように、「自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法」とありますが、やはり区や自治会では専門職を配置することは

なかなか数的に難しいと思います。また、資料にありますように、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」課題の複合化に例示されているように、やはり、高齢者が増加するにつれて高齢者の問題が一番多く挙がってくる課題であることを鑑みると、3つの包括圏域で相談ごとや課題が拾い上げられ、そこから専門職に繋いでもらうといった流れが一番イメージしやすいのではと想定しています。

委員長 19の行政区ごとに専門職を置くことが難しいということでしたが、ぜひ実際に試算してほしいと思います。現在、3つの地域包括支援センターでどれくらいお金がかかっているのかということ、そして、その地域包括支援センターの機能を19の行政区、あるいは小学校区で持たせたときに、どれだけ予算が必要なのかということ、実際にシミュレーションしてみて、それぞれの圏域で何がどれだけ足りないかという具体的な数値で表した方が判断できると思います。そういったことを踏まえた上で、3つの圏域が可能であると、根拠が見える形でシミュレーションすることはしてもいいと思います。本当に19の行政区や小学校区でそういった相談窓口が必要であれば、それは重点事業として何としてでも設置する方向で改革を進めるのが制度設計であり、各部署の役割であると思います。

委員 各区に専門職を配置するというよりは、地域に専門職へ繋ぐかかりつけ医のような体制を設け、地域に行きたくない、あるいは地域で解決できない重篤な問題を抱える人は、専門職のいる大病院のような大きいところへ行くようなシステムの流れを作ったほうがよいのではと思います。各地区に専門員を配置しても仕事がないと思います。

委員 大きいところに行ってもまた小さいところに戻ってくる可能性もあります。

委員 例えば、買い物等の生活支援は小さな単位でないとできません。

委員 協議体の話になりますが、小さい単位で「我が事・丸ごと」を私たちは30年間やってきました。私たちは地域の課題を解決するために活動をしているので、より小さい単位で地域のことを知っているのは、地域で活動しているNPOかもしれません。日進市は、ほっとカフェが月1回でもそれが週1回やっているところでも皆同じ評価なので、実績に合わせた評価をしながら、資金支援があっても良いのではないかと思います。手を挙げたところにお金が行き渡るようなことも計画の中に盛り込んでもらえれば、実際に動いていく人も増えるのではないかと思います。

委員長 協議体というものは、そもそも小学校区でイメージしていましたし、財源も含めどこまで住民たちでどこまでできるのかですね。これは日進市の自治の理念の中でしっかりと住民でできる仕組みを作っていきたいと謳っているので、制度を作ることは可能です。

委員 協議体という名前でなくても、地域の人たちが検討する場ができれば、その人たちが小学校なり地域に集まってできていくと思います。なので、下の組織から作っていった方が日進市では作りやすいと思います。

委員長 なぜ協議体が必要なのかというと、いろいろな団体が活動していく中で、そこにお金を回していくことの正統性を担保するために、協議体が生きてきます。

委員 本当に困っている人、重篤な人は地域の集まりに出てこないため、ほっとカフェ等では救えません。ほっとカフェはそうならないためのつどいの場であり、重篤な人を救うことはできませんが、そういった情報を掴むことはできるのではないかと思います。

委員長 そういった助けたくても助けられない人をどうすれば良いのかも含めて、行政としては繋ぐ仕組み、それをどこまでの範囲で、どのような仕組みで作っていくのか、絶対に漏れのないように考えなければいけません。地域の実情に任せるのは無責任です。

委員 これから先地域福祉を推進していく中で、小学校区単位は続けるのか、変えるのか、地域の課題を把握するためのベースは何を想定していますか。実態としては、私の地域では区単位が良いと思います。ただ、区単位で進めると漏れがあるので、行政としてこの範囲、体制を作りなさいということであれば知っておきたいです。

委員長 包括的に相談を受けるのが区とするのであればそれで良いと思います。ただ、この計画を作ったときは、区長はやりたくないという判断をしたため、小学校区単位にしたはずです。そのため、それをもう一回区に作るとなれば、区や区民に納得・理解してもらわなければなりません。

委員 区長に頼んでも一年で変わってしまうので、制度を変えていくこともなかなか難しいと思います。

- 委員長 区長も一杯一杯だと思います。区という行政の線引きの中で新たに組織体を作るのか、それとも既存の区に依頼するのかことも含めて、議論・確認をしておくべきだと思います。
- 事務局 少なくとも考え方としては、区ぐらいのエリア、物理的な広さ、人口規模、繋がりやの深さと言う意味では、おそらく区の規模でないとできないだろうという認識であり、それを区長に依頼することとは議論は分けた方が良いと思います。特に、現在生活支援体制整備でコーディネーターが各区長を通して説明に回っていますが、あくまで区単位でやるとしても、実際に動くのは区長である必要はないということは説明しています。むしろ、区長や民生委員は既に多くの役割を担っており、そこに新たにお願いするのではなく、今まで役をやっていないくても、活動できる余裕がある人は多くいると思いますので、そういう人を見つけだして、協力をいただくことが生活支援体制整備の本来目指すところだと思います。もちろん区長に対して説明は必要かもしれませんが、必ずしも区長がその役割を担う必要はないと考えています。
- 委員 私もそう思います。「我が事・丸ごと」を「丸ごと・我が事」に順序を変えると少し意味が変わってきます。両方から考えてみると、自分のことも他人のこともみんな考えていく体制を作っていくという国の方針ですのでやらざるを得ませんが、区長という立場ばかりでなく、新しい体制を考えていくべきではないかと思います。それは日進市独自のもので良いと思いますし、日進市のできる範囲での体制を作っていけたらと思います。
- 委員長 組織体を新たに作るのは難しいことです。ただ、どこの組織に繋がれば良いのかということは考えた方が良くと思います。まずは行政区単位で良いので、そこにどのような組織があり支援体制があるのか、どこに繋がればよいのかというシミュレーションを試みるのも良いかと思います。
- 委員 地域が盛り上がらないと進んでいかないと思います。いろいろな協議をしているが、子ども会や自治会に入らない人もおり、手を挙げる人はいつも同じ人のため、地域の人ほとんどわかっていません。結局、隣近所の見守る地域の目を育てていくような仕組みが大切だと思います。
- 委員 資料1-2にあるア～タに書かれていることを成し遂げるためには、どのようなシステムが良いか、ほっとカフェ等いろいろなつどいの場をやっても、出てくる人はいつも同じで、約半分の方は顔を出しません。出てこない人たちも自治会には入っていますが、回覧板を回しているだけになります。回覧

板には大きな困りごとの際は社会福祉協議会へ連絡してくださいとあります。このように、何をやるかは目的によって違うと思います。

委員長 地域での支え合いやサービスの提供内容は個々のケースによって違っており、その複雑な部分をどう制度化するかというところでかなりの無理難題を問われていると思います。個人的には、国が示したからといって必ずしも自治体がやる必要はないと思います。それくらい地域の実情は大変な状況であり、自治体によって違ってくると思います。

委員 国がやれといったから必ずしもやらないといけないという訳ではなく、国にはたくさん情報が集まっていることは確かで、意外と地方の情報も持っています。そこで、進んでいないことや、みんなの視点がずれているところから、次の施策が国から出てくるのではと私は思っており、「地域我が事・丸ごと」という理念は最初から出ていますが、その視点をもう少し強めた方がよいのではということが、今回の社会福祉法改正で示されているのではないかと思います。今回この計画の見直しをするときに、地域で住民がやっている活動も地域福祉と捉えるのであれば、地域で広めて続けていくための予算がどれだけ確保できるかということも考えていただきたいです。そして、あらゆる分野を横断的にとありますが、他部署や地域との連携や情報共有をどうやっていくのかだと思います。

委員 情報交換ということは何か困っていること、事例があるのですか。

委員 事例があるというよりも、そこに向ける目を育てる、それを受け止めるだけの力をつけていかないといけないと思います。

委員長 例えば虐待やDVもそうですが、教育委員会・福祉部局・またその他の窓口での認識が原状はばらばらだと思いますが、しっかりとそこが情報共有できる体制が作れますか。また、今日この場に商工や土木等あらゆる分野の担当者はいませんが、果たして全庁的な連携・共有の体制をどう作っていくかが気になります。何年後にどういった体制ができればよいのかどこにゴールを持つのかということを計画の見直しの中で反映させたいと思います。

委員 ほっとカフェやワンコインサービスはいつも同じ人ばかり利用しており、限界を感じています。その場に出てこれない人の方が本当に支援しなければいけない人であり、本当に困っている人が連絡できる体制をサポートしてあげないといけないのではないのでしょうか。目的と行動を結びつけないといけないと思います。

- 委員 そういうことではなくて、地域には子育ての問題や虐待、障害者の問題もあるかもしれませんが、そういったことを想定して私たちは活動しています。現在、私たちが立ち上げた「あい工房」ですが、当初の想定は多世代の人の助け合い・人を繋ぐ役割でしたが、今は、一人暮らしの男性が毎日昼ご飯を食べにきています。700円のランチに毎日食べに来る人はいいですが、女性は来ることができない人が多いです。その次の手段としてどうすればいいかということを私たちが考えることだと思えます。
- 委員長 個別に支援をするということでは、自殺対策の政策パッケージとも関わってきます。自殺対策といっても、どう繋ぐのかということまで踏み込まないと、窓口がありますだけでは本当の対策に繋がらないと思います。国からの自殺対策パッケージがありますが、具体的に日進市でどのようにSOSを受ける、またはSOSを出すのかについて、現時点で想定していることがあれば教えていただきたいです。または、学校の方で児童生徒のSOSの出し方に関する教育等、実施していることはありますか。
- 委員 学校の現場ではアンケートをとっており、それをもとに児童と担任が面談を行っています。実際に親に虐待を受けたといった相談もあります。現状としては、児童が養護教諭やスクールカウンセラーに相談するといった複数の方法でやっています。
- 委員長 保護者と学校の信頼関係もありますが、全国的に学校が置かれている状況は厳しい立場だと思います。
- 委員 責められると言うとおかしいですが、立場的に学校が何やっているのかという印象が世の中にあるので、なかなか学校が何か発言することは難しい状況にあると感じます。実際に保護者に伝えたいことをストレートに言っても反論されるという思いが担任の中にあるためなかなか言えず、オブラートに包むと伝わらないということがあります。そういった中で、スクールソーシャルワーカーが始まったことにより、第三者的に入って保護者に対応してもらえ、そのようなことが解消してきたということは最近増えてきているので、そういった面では助かっています。
- 委員長 機能している部分があれば、圧力を感じている部分もあるということですね。そういった現状を踏まえた上で、対策、政策を作っていかなければならないと思います。

- 委員 この前児童虐待がありました、学校の先生に訴えたがちゃんと共有されなかったという例があるように難しい問題ですね。
- 委員 子どもは自分が相談したことを絶対親に言わないでくれと言います。だからといって親に知らせなくて良いのかという葛藤が学校にはあります。
- 委員長 子どもの話がありましたが、自殺の話になると、いろいろな動機があり、それぞれの対策がある中で、行政がどのように整理するのかということは、この計画の中で考えていくと良いと思います。今までの話を聞いて他の委員はいかがでしょうか。
- 委員 自分の活動にも非常に参考になる話です。
- 委員 先程、地域に受け止めるところがないため、困ったときは社会福祉協議会に連絡してくださいといった話がありましたが、そこを受け止めていくのが地域のボランティアだと思います。特に、福祉をやってきた人たちは地域の中で継続して活動してきているはずなので、それを活用するのが当初の生活支援コーディネーターの役割でした。変わっていく区長や自治会長では難しいのではないかと思います。なので、生活支援コーディネーターの役割をする人が地域にはいますので、まずはそういった人たちを発掘することからだと思います。
- 委員 社会福祉協議会にお尋ねしますが、まちの守人養成講座の認定者数はどれくらいでしたか。この議論している問題に関してはかなり関与できる気がしますがいかがですか。私の区では一丁目二丁目といった丁ごとにこの講座を受けようかという動きもあります。その養成講座の中でこの話が盛り込まれるかどうか興味があります。
- 事務局 600数名です。講座の内容としては、地域住民の中でゆるやかな見守りをしてくださいというものであるため、必ずしもこの計画の内容が盛り込まれている訳ではありません。この活動を通して近所の方の様子を確認し、おかしいと思ったら専門職に繋いでいくという最も身近なところでの見守り活動を増やしていくという目的のものです。
- 委員長 具体的に近所の見守りをしていく中でトラブルになった際に、どこに繋がればよいのかという情報は見守っている人たちにはありますか。

委員 南ヶ丘では毎月会報を出しています。その中に何でも相談会ということで、困ったときは社会福祉協議会へ連絡してくださいと入れてあります。何かおかしいと思ったら、地域の住民からはなかなか直接は言えないので、2、3人で話し合い、社会福祉協議会へ連絡してもらいます。

委員 社会福祉協議会にはその受け場はあるのですか。

委員 あります。

委員 市役所の中では気軽に電話相談といった窓口はありますか。

事務局 それぞれの相談内容に応じて各課窓口で対応しているため、何でも相談してくださいといった窓口はありません。

委員 機能したかどうかは別として、以前、市役所に何でも相談を受ける部署がありませんでしたか。そのあたりを提案してもよいのではと思います。

事務局 そのあたりが今回の社会福祉法改正のポイントにもなっています。課題が分野横断的になっているため、縦割りでやっていると連携がとれないので、その体制づくりが求められています。そういったときに、それぞれの部署で連携がとれる人を置いて、その人たちを中心として他部署の連携を繋ぐというやり方もあれば、ひとつの部署で何でも相談を受けていくというやり方もあると思います。ただ、一人の人、ひとつの部署で何でも相談を受けてしまうと、そこに全て集中してしまい、それぞれの部署が連携をとらなくなってしまうことも危惧されます。先行実施している自治体ですと、どちらかという分野ごとに連携がとれる人を置いて、その人を中心に連携を図っていくやり方の事例がありました。

委員 本当に困った人は、社会福祉協議会に直接自分で相談する人は少ないと思います。そこに寄り添う人が必要です。私たちはその機会をどう作るかということですが、昔は配食等で声をかけることによって、何かを汲み取っていくことが多かったです。本当に困っている人が一人で相談に行くということは、よっぽど勇気がある人です。

委員長 ここからは制度運用の仕方、市として、SOSを求めている人、そういった声を出せない人の支援をどこまでするのかどうかということは議論すべきであり、行政としてどうしていくかの線引きが必要だと思います。

- 委員 民生委員としての意見ですが、近所の人がちよっとおかしいという相談を民生委員にしてくれ、タイミングをみて訪問はしています。その状況に応じて地域包括支援センター、市役所の窓口に連絡しています。
- 委員長 そうなると、日進市では民生委員が漏れなく見守っている仕組みはあるということでしょうか。
- 委員 漏れなくとまでは言えませんが、なるべくおかしいと思ったら声掛けをするようにはしています。
- 委員長 少なくとも仕組みとしてはあるということですので、相談や状況に応じてどこに繋ぐかということは民生委員同士でこれからもスキルアップしてもらいたいです。
- 委員 助ける人をどうするかということを考えないといけませんね。
- 委員長 いろいろボランティアに期待されることもあると思いますがいかがですか。
- 委員 ボランティアは全体のことになるので、地域の困りごとは難しいと思います。区長は1、2年で変わっていくので、情報がしっかりと引継げられれば良いですが、行政区では難しいのではと思います。地域ごとに困りごとを吸い上げてくれる人材を育成することや、どこに相談すれば良いのかがわかるようなシステムを作っておくことが必要だと思います。体制づくりも大切ですが、人材を育てることも必要ではないでしょうか。
- 委員長 ボランティア連絡協議会をもう少し、その方向に向けるような何か連携はできませんか。
- 委員 そこまではできません。ボランティア連絡協議会は個々のボランティア団体が集まったものであり、それぞれ分野が違うため、地域に入ることは難しいと思います。
- 委員長 ありがとうございます。地域の住民が活動しやすくするための制度も必要ですが、そこに関わる住民の意識もどちらも重要です。幅広い意見が出ましたが、次回はどのように見直していくのか示していただきたいと思います。全面書き換えではなく、別冊を作るくらいの感覚で良いと思います。では次の議事に移ります。議事（2）「日進市福祉コミュニティ意識調査について」、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 (日進市福祉コミュニティ意識調査について資料3を使って説明)
- 委員長 25地区から100世帯ずつ抽出とのことですが、問9に27の選択地区がありますがどういうことですか。
- 事務局 抽出は野方町、蟹甲町及び本郷町を1つの地区としましたが、回答はそれぞれの地区ごとに選択肢があるためです。
- 委員長 選択肢では27の地区で分かれています。ここで議論している19の行政区、小学校区、3包括圏域それぞれの分析もしていただくことをお願いします。また、性別の間で、現在様々なセクシャルマイノリティがある中で、福祉のアンケートで本当に「男」と「女」のみの選択肢で良いのか、行政側の判断をしっかりと考えてほしいです。
- 委員 各地区100世帯ずつ抽出とのことですが、地域によってばらつきがあると思います。
- 事務局 その数をそのまま使うのではなく、比重をかけて値を出すので、単純集計ではありません。
- 委員長 100世帯というのがぎりぎり統計調査をする上での傾向が担保される数になります。修正はできないとのことですので原則このままやるということになります。
- 委員 意図的な誘導がなければよいですが。
- 委員長 内容はニュートラルに作られていると思いますので大丈夫だと思います。ただ、次実施ときは、ぜひ委員会で意見を聞いてほしいと思います。今回はこの内容でやるという報告事項です。他にご意見等ありますか。
- 委員 話が戻ってしまいますが、行政区と小学校区2つの学区に分かれるところもあるので、そのあたりが難しいという問題が出てきます。
- 委員長 以前からずっと議論になっていますが、ぜひこの見直しの段階で考えていただきたいと思います。  
他に何かご質問、ご意見等がございましたら、発言をお願いします。  
(なし)

以上で、本日の委員会の議事は終了となります。

事務局 その他、委員の方から何か報告や周知事項等がありますでしょうか。  
(なし)  
これで、令和元年度第1回日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会は終了します。本日はありがとうございました。

(午後4時10分閉会)